

（仮称）厚木市健康づくり推進条例（案） の概要について

令和8年4月30日（木）午後7時から
健康こどもみらい部健康医療課

目次

- 1 制定の趣旨**
- 2 条例の位置付けについて**
- 3 条例制定の背景**
- 4 条例の構成と概要**
- 5 条例制定のスケジュール**

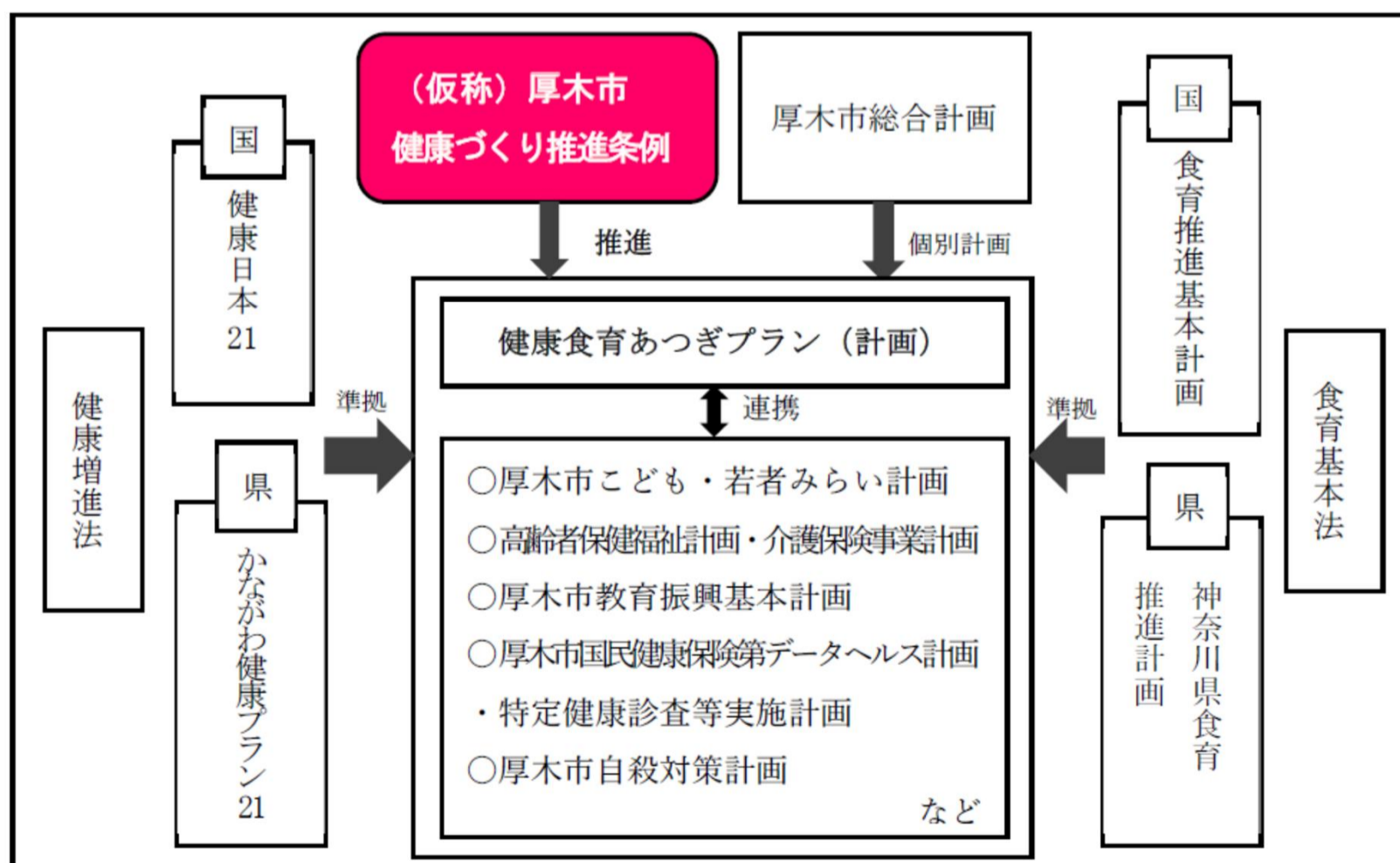
1 制定の趣旨

本市では、これまで市民の健康寿命の延伸を目的に、生活習慣病の予防や食生活等に対する具体的な目標を掲げた「健康食育あつぎプラン」を策定し、健康づくりに関する様々な施策に取り組んできました。

一方で、近年の急速な少子高齢化の進行や疾病構造の変化、新興感染症の影響などにより、市民の健康を取り巻く環境は大きく変化しており、世代に応じた生活習慣病の予防、こころの健康の保持など、時代に即した健康づくりの推進が求められています。

こうしたことから、本市の健康づくりのビジョンを将来にわたって永続的に市民に示し、市、市民、事業者、保健医療関係者、教育機関等が一体となって健康づくりに取り組むことにより、全ての市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指して「**(仮称) 厚木市健康づくり推進条例**」を制定するものです。

2 条例の位置付けについて



3 条例制定の背景

(1) 現状

(ア) 平均寿命と平均自立期間の状況

令和6年度の市民の平均寿命は、国及び県と同程度ですが、平均自立期間は男女とも国及び県を下回っている状況です。

平均寿命と平均自立期間の状況(令和6年度)

単位：歳

	平均寿命		平均自立期間	
	男性	女性	男性	女性
厚木市	81.7	87.4	79.3	83.5
県	82.0	87.9	80.0	84.1
全国	81.5	87.6	79.7	84.0

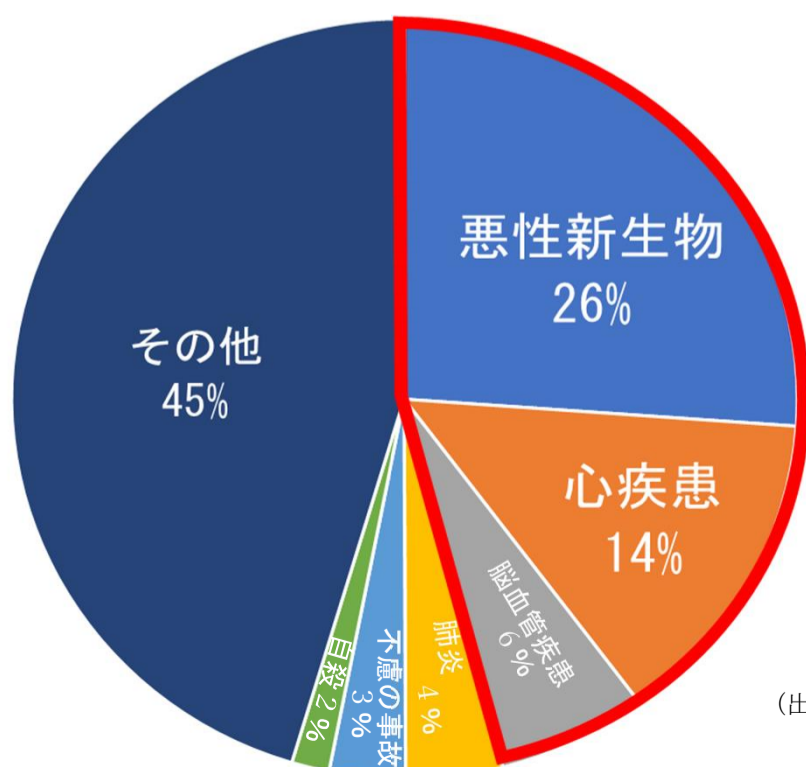
出典：厚木市国保データベース（令和6年度累計分）
平均自立期間……要介護2以上になるまでの期間

3 条例制定の背景

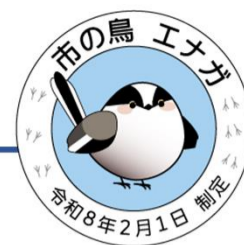
(1) 現状

(イ) 主な死因の状況

令和5年度の市民の主たる死因の状況について、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患等生活習慣と関わりの深い疾患が主要死因の約5割を占めています。



(出典 神奈川県「令和5年神奈川県衛生統計年報統計表」)



3 条例制定の背景

(1) 現状

(ウ) 医療費の状況

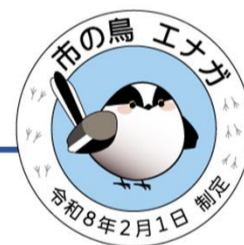
令和6年度の本市の国民健康保険一人当たりの医療費は県平均を上回り、令和2年度との経年比較は、国及び県平均を上回る増加割合となっています。

年度別被保険者一人当たりの医療費の状況

	令和2年度 (円)	令和3年度 (円)	令和4年度 (円)	令和5年度 (円)	令和6年度 (円)	R2→R6 (%)
厚木市	24,611	26,013	26,072	26,835	28,000	13.8
県	24,671	26,263	26,679	27,532	27,990	13.5
国	25,629	27,039	27,570	28,443	28,858	12.6

出典：厚木市国保データベース（令和6年度累計分）

3 条例制定の背景



(1) 現状

(エ) 市民の生活習慣に関する状況

昨年9月に市民3,000人を対象に実施した健康・食育に関するアンケート調査結果から、市民の生活習慣に関して、改善の働きかけを強化する必要があることが分かります。

《栄養・食生活》：朝食を毎日食べる割合が小学生、中学生及び高校生の世代で前回調査（令和元年度実施）より減少しています。

- ・20代、30代の男女とも朝食をとらない割合が増加しています。
- ・20代女性の4分の1がやせすぎ（BMI 18.5未満）の傾向にあります。

《運動・身体活動》：週2回30分以上の運動ができていない成人の割合は5割を超えています。特に40代は男女ともに7割を超えている状況です。

《睡眠・休養・こころ》：成人で、睡眠で休養が十分とれていないと感じる方の割合は約3割、憂鬱で生きているのがつらいと感じるときがある方の割合は約5割となっています。

4 条例の構成と概要

条例の構成は次のとおりです。

(番号)	見出し	(番号)	見出し
(1)	目的	(9)	教育機関の役割
(2)	定義	(10)	計画
(3)	基本理念	(11)	健康づくりの推進に関する施策
(4)	市の責務	(12)	歯及び口腔の健康づくりに関する基本的施策
(5)	市の役割	(13)	協議会
(6)	事業者の役割	(14)	評価等
(7)	地域団体の役割	(15)	財政上の措置
(8)	保健医療関係者の役割	(16)	委任

4 条例の構成と概要

(1)	目的（条例の目的を規定しています。）
	<p>健康づくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、地域団体、保健医療関係者及び教育機関の役割を明らかにするとともに、市民の健康づくりのための基本的な施策を定めることにより、健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって<u>全ての市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる持続可能な社会の実現に寄与すること</u>を目的とします。</p>

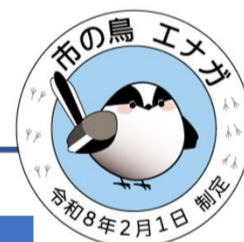
4 条例の構成と概要



(2)	定義（本条例において使用する意義を定めています。）
健康づくり	自らの心身の状態等に応じた健康の保持及び増進を図るための主体的な取組をいいます。
市民	市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいいます。
事業者	市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体をいいます。
地域団体	市内において活動を行う団体であって、営利を目的としないものをいいます。
保健医療関係者	保健医療に関する専門的な知見を有し、市民に対して健康づくりのために必要な保健医療サービスを提供するものをいいます。
教育機関	学校教育法第1条に規定する学校及び児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいいます。

10

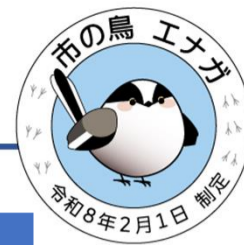
4 条例の構成と概要



(3)	基本理念（次に掲げる事項を健康づくりの基本理念として行います。）
	<p>自らの健康は自らつくることを基本として、市民一人ひとりが健康づくりの関心と理解を深めるとともに、自らの心身の状態に応じた健康づくりに継続的に取り組む。</p> <p>市、市民、事業者、地域団体、保健医療関係者及び教育機関が連携を図りながら協力し、誰ひとり取り残さない健康づくりを推進するための必要な支援及び社会環境の整備に取り組む。</p>
(4)	市の責務（市の責務を定めています。）
	<p>市は、前述の基本理念に基づき、健康づくりに関する総合的な施策を策定し、及び計画的に実施する。</p> <p>市は、健康づくりに関する情報を収集するとともに、当該情報を市民又は関係団体へ提供し、これを共有することにより、健康づくりに関する意識の醸成及び向上に努める。</p> <p>市は、健康づくりの推進に関する施策を効果的に実施するため、国、県及び他の市町村と連携を図るよう努める。</p>

11

4 条例の構成と概要



(5) 市民の役割（市民の役割を定めています。）

市民は、基本理念に基づき、自らの健康は自らつくることを基本とし、健康に関心と理解を深めるよう努めるものとします。

市民は、かかりつけ医（歯科及び薬局を含む。）を持つとともに、特定健康診査、がん検診、歯科健康診査その他の健康診査の定期的な受診等により、自らの健康状態を把握し、継続的に健康づくりを行うよう努めるものとします。

市民は、地域、教育機関、職場等において行われる健康づくりの推進に関する活動に積極的に参加するよう努めるものとします。

市民は、地域医療を守るため、緊急性が高い場合を除き、診療時間内の受診を心掛け、医療機関の適正な利用に努めるものとします。

12

4 条例の構成と概要



(6) 事業者の役割（事業者の役割を定めています。）

事業者は、従業員の健康に配慮するとともに、従業員が健康づくりに積極的に取り組むことができる職場環境の整備に努めるものとします。

事業者は、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(7) 地域団体の役割（地域団体の役割を定めています。）

地域団体は、自らの活動を通じて、市民の健康づくりに寄与するよう努めるものとします。

13

4 条例の構成と概要



(8)

保健医療関係者の役割（保健医療関係者の役割を定めています。）

保健医療関係者は、市民が健康づくりに必要な保健医療サービスを適切に受けられるよう配慮するとともに、健康づくりに資する情報の提供その他の方法により、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとします。

(9)

教育機関の役割（教育機関の役割を定めています。）

教育機関は、乳幼児、児童、生徒及び学生に対し、食育等の健康教育を通じて、心身ともに健康な身体づくりの推進に努めるものとします。

14

4 条例の構成と概要



(10)

計画（市は、健康づくりの推進に関する施策を実施するための健康づくりの推進に関する計画（以下「健康づくり計画」という。）を策定するものとします。）

市民の健康づくりの推進に関する基本理念と基本目標

市民の健康づくりの推進に関する目標数値

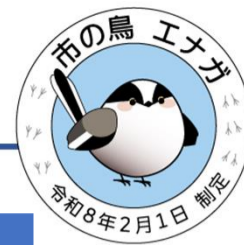
上記に掲げるもののほか、市民の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための必要な事項

市は、健康づくり計画の策定に当たっては、市民をはじめとする関係者から広く意見を聴くものとします。

市は、健康づくり計画を策定した時は、その内容を速やかに公表するとともに、計画期間の最終年に評価し、その評価の内容を公表しなければなりません。

15

4 条例の構成と概要



(11)	健康づくりに関する施策（健康づくりの推進を図るための施策を定めています。）
栄養・食生活に関する施策	
身体活動・運動習慣に関する施策	
休養・こころの健康に関する施策	
飲酒・喫煙に関する施策	
生活習慣病の予防に関する施策	
がんの予防、早期発見及び早期治療に関する施策	
上記に掲げるもののほか、健康づくりを推進するために必要な施策	

16

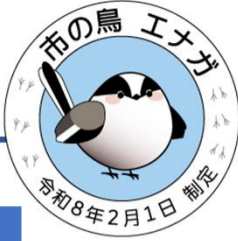
4 条例の構成と概要



(12)	歯及び口腔の健康づくりに関する基本的施策（歯及び口腔の健康づくりの推進を図るための施策を定めています。）
むし歯、歯周病その他の歯科疾患の予防に関する施策	
オーラルフレイル（心身の機能の低下を招くおそれのある口腔機能の虚弱な状態をいう。）の予防及び対策に関する施策	
乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた、定期的な歯科医療機関の受診及び歯科保健指導の活用を促進するための施策	
口腔がんの予防及び早期発見に関する施策	
歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な障がい者、介護を必要とする高齢者等に対する適切な歯科口腔保健を推進する施策	
前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な施策	

17

4 条例の構成と概要



(13) 協議会（協議会の役割を定めています。）

市は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市健康食育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置します。

協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定めます。

(14) 評価（条例の運用に関する措置を定めています。）

市長は、協議会の意見を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとします。

(15) 財政上の措置（財政上の措置について定めています。）

市は、健康づくりに関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとします。

18

4 条例の構成と概要

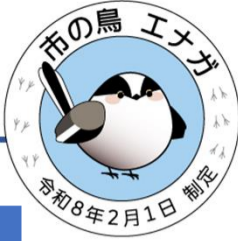


(16) 委任（この条例に定めるもののほか必要な事項を定めています。）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

19

5 条例制定のスケジュール



時期	内容
令和8年4月30日	意見交換会
令和8年6月	諮問・答申（厚木市健康食育推進協議会）
令和8年8月	パブリックコメント
令和8年12月	厚木市議会へ上程（12月議会）
令和9年1月 ～3月	周知（市民及び関係団体等）
令和9年4月	条例施行